# 歯科衛生士法施行令 （平成三年政令第二百二十六号）

#### 第一条（免許に関する事項の登録等の手数料）

歯科衛生士法（以下「法」という。）第八条の六第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

* 一  
  歯科衛生士の登録を受けようとする者  
    
    
  四千七百五十円
* 二  
  歯科衛生士免許証又は歯科衛生士免許証明書（次号において「免許証等」という。）の書換え交付を受けようとする者  
    
    
  二千八百五十円
* 三  
  免許証等の再交付を受けようとする者  
    
    
  三千百円

#### 第二条（学校又は養成所の指定）

行政庁は、法第十二条第一号に規定する歯科衛生士学校又は同条第二号に規定する歯科衛生士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

##### ２

都道府県知事は、前項の規定により歯科衛生士養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該歯科衛生士養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

#### 第三条（指定の申請）

前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。  
この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条の二において同じ。）を経由して行わなければならない。

#### 第四条（変更の承認又は届出）

第二条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。  
この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

##### ２

指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。  
この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

##### ３

都道府県知事は、第一項の規定により、第二条第一項の指定を受けた歯科衛生士養成所（以下この項及び第八条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

#### 第五条（報告）

指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。  
この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

##### ２

都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

#### 第六条（報告の要求又は検査）

行政庁は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関して必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

##### ２

前項の検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

#### 第七条（指示）

行政庁は、第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないと認めるときは、設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

#### 第八条（指定の取消し）

行政庁は、指定学校養成所が第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

##### ２

都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

#### 第八条の二（指定取消しの申請）

指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。  
この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

#### 第九条（国の設置する学校養成所の特例）

国の設置する学校養成所に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

#### 第十条（主務省令への委任）

第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

#### 第十一条（行政庁等）

この政令における行政庁は、法第十二条第一号の規定による歯科衛生士学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

##### ２

この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

#### 第十二条（受験手数料）

法第十二条の三第一項の政令で定める受験手数料の額は、一万四千三百円とする。

#### 第十三条（事務の区分）

第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第十四条（権限の委任）

この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

# 附　則

##### １

この政令は、平成三年七月一日から施行する。

##### ２

法附則第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

##### ３

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

##### ４

国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

##### ５

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

##### ６

法附則第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

# 附則（平成六年三月二四日政令第六四号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附則（平成九年三月二四日政令第五七号）

##### １

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月八日政令第三九三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月一七日政令第六五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）

##### １

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一四年二月八日政令第二七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 第四条（処分、申請等に関する経過措置）

附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

##### ２

附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

# 附則（平成二七年三月三一日政令第一三八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。